

仕 様 書

1 件 名

進路支援講座業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

港区立三田中学校（港区三田4-13-13）及び港区立青山中学校（港区北青山1-1-9）

中学校第3学年の生徒の受講会場は港区立三田中学校とし、中学校第1学年・第2学年の生徒の受講会場は、原則、以下のとおり所属校別に受講会場を分けるものとする。

| 生徒の所属校 | 受講会場 |
|---|----------|
| 御成門学園御成門中学校 三田中学校 高松中学校 港南中学校 白金の丘学園白金の丘中学校 お台場学園港陽中学校 | 港区立三田中学校 |
| 六本木中学校 高陵中学校 赤坂学園赤坂中学校 青山中学校 | 港区立青山中学校 |

4 業務の目的

本業務は、区立中学校の生徒が個々の希望する進路を実現できることを目的とする。具体的には、中学校第1学年・第2学年の生徒については学校の学習内容の予習・復習を、中学校第3学年の生徒については学校の学習内容の予習・復習に加え、入試対策となる演習問題を取り扱い、高等学校への進学の実支援を目的とする。

5 業務内容

- (1) 発注者との協議・調整のもと、中学校第1学年から第3学年向けに進路支援に関する業務を実施すること。

- (2) 進路支援に関する業務については対面講座の実施、ICT教材による学習の実施等を行うものとする。
- (3) 進路支援に関する業務等については、受注者は発注者から提示された名簿をもとに実施すること。進路支援に関する講座等の募集については発注者が行うものとする。

6 対面講座

- (1) 中学校第1学年・第2学年向け対面講座の詳細は以下のとおりとする。

| | |
|------------|--|
| 目的 | 高等学校進学を見据え、学校の学習内容の予習・復習を行い、学校の成績の向上を目的とする。 |
| 講座実施日 | 6月下旬から3月春季休業開始前日まで ※土日祝、都民の日、夏季・冬季休業期間を除く。 講座実施日程は別紙1-1「第1学年・第2学年スケジュール」のとおり |
| 講座時間 | ・平日2日間×2会場 1教科70分×2コマ/日 午後6時から午後8時30分まで 1時間目：午後6時00分～午後7時10分 (休憩) 午後7時10分～午後7時20分 2時間目：午後7時20分～午後8時30分 講座時間割は別紙1「令和6年度対面講座時間割」のとおり |
| 実施教科 | 4教科(社会・数学・理科・英語) |
| 実施場所及び受講人数 | 三田中学校(第1学年25名程度の1クラス、第2学年25名程度の1クラス) 青山中学校(第1学年25名程度の1クラス、第2学年25名程度の1クラス) ※項番3に記載のとおり所属校別の編成とする。 |

- (2) 中学校第3学年向け対面講座の詳細については以下のとおりとする。

| | |
|-------|---|
| 目的 | 学校の学習内容の予習・復習に加え、入試対策となる演習問題を取り扱い、高等学校への進学を目的とする。 |
| 講座実施日 | 6月下旬から2月の都立高校入試前日まで ※日曜日、祝日、都民の日を除く。 講座実施日程は別紙1-2「第3学年スケジュール」のとおり |
| 講座時間 | ・平日2日間×1会場 1教科70分×2コマ/日 午後6時から午後8時30分まで 1時間目：午後6時00分～午後7時10分 (休憩) 午後7時10分～午後7時20分 2時間目：午後7時20分～午後8時30分 |

| | |
|----------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・土曜日×1会場 1教科70分×4コマ/日 午後1時から午後6時10分まで 1時間目：午後1時00分～午後2時10分 (休憩) 午後2時10分～午後2時20分 2時間目：午後2時20分～午後3時30分 (休憩) 午後3時30分～午後3時40分 3時間目：午後3時40分～午後4時50分 (休憩) 午後4時50分～午後5時00分 4時間目：午後5時00分～午後6時10分 <p>講座時間割は別紙1「令和6年度対面講座時間割」のとおり</p> |
| 実施教科 | 5教科(国語・社会・数学・理科・英語) |
| 実施場所及び 受講人数 | 三田中学校(1クラス30名程度の2クラス編成) ※学力別の編成とする。 |
| 長期休業期間 | 夏季休業期間及び冬季休業期間に各科目4コマずつの特別講習を実施すること。 |

- (3) 各クラスに講師及び補助講師(以下「講師等」という。)を配置し、ティーム・ティーチング形式で学習指導を実施すること。また、講師と補助講師の兼務は不可とする。なお、講師等は講座を通して同一の者が担当すること。やむを得ず交代する場合には、事前に発注者の承認を得ること。
- (4) 講座開始前には事前説明会を1時間程度実施すること。説明会については以下の内容を含んだ内容とし、発注者と協議のうえ決定すること。
- ア 年間スケジュール
 - イ 生徒の入退室の管理方法
 - ウ 保護者との欠席連絡
- (5) クラス編成を行うにあたり、受講希望者に対して5月中旬から下旬頃に選抜テストの実施を行うこと。選抜テストを行うことで、受講希望者の中から、中学校第1学年・第2学年の生徒は、50名(25名×2クラス)程度の受講者を決定すること。中学校第3学年は60名(30名×2クラス)程度の受講者を決定し、さらに学力別にクラスを編成すること。
- クラス編成後、別紙1-1及び別紙1-2のスケジュールのとおり実施できるようにすること。
- (6) 年度途中で受講上限人数に達していない場合は、区立中学校在籍生徒のうち、希望する生徒全員を対象に9月下旬頃に追加の受講者を決定するための選抜テストを実施する。テストの内容については、クラス編成の際の選抜テストと内容が異なるものとする。中学校第3学年については、追加の受講者を決定する選抜

テストにおいて、個々の生徒の学力に合った講座を受講できるようにクラスの入替テストを兼ねるものとする。テストの内容や実施方法については発注者と協議の上、決定する。

- (7) 対面講座の内容に沿った講座内で使用する教材と、家庭において自主学習を行う際の教材を作成すること。教材については、受講者の進路に寄り添ったものとなるようにすること。なお、事前に発注者に提出し、承諾を得ること。
- (8) 履行場所においては、各講座実施開始時間の30分前から準備を行い、午後9時までに撤収すること。なお、事前の調整や当日の実施について、学校現場に負担がかからないように十分配慮すること。
- (9) 各教室で使用する物品、消耗品等を用意すること。ただし、履行場所に設置してある黒板、机、椅子については使用できるものとする。
- (10) 受注者は、会場責任者を配置し、以下のことを担当させること。
 - ア 受講する生徒の安全確保、事故防止に向けて、講師等の指揮監督をすること。
 - イ 不測の事態等に際し、講師等に対し適切に指揮すること。
 - ウ その他、全体を統括すること。
- (11) 受注者は、生徒の出欠管理及び必要に応じ生徒・保護者との連絡等の職務を行うための専用回線を設置すること。
- (12) 受注者は、以下のとおり入退室・出欠席・休講等の連絡及び対応を行うものとする。
 - ア 受注者は、受講者の出欠席の把握を行い、必要に応じて受講者及びその保護者への確認を行い、トラブルが生じないようにすること。
 - イ 受注者は、受講者の入退室時間の管理を行い、受講者の保護者が確認できる仕組みを整えること。
 - ウ 発注者は、以下の事由により学習講座の実施が出来ないと判断した時点で受注者に連絡し、受注者は学習講座の実施を中止するものとする。
 - (ア) 自然災害（台風・大雨・降雪その他）等による休講等
 - (イ) 感染症等による休講等
 - (ウ) 発注者の責に帰さない不測の事態により、多数の生徒が学習講座を受講できない場合
- (13) 上記(12)ウ(ア)から(ウ)までの事由又はその他やむを得ない事情により学習講座の実施を中止した場合、発注者及び学校と受注者での協議の上、実施日を変更できるものとする。

7 ICT教材による学習

(1) 対象者

- ア 対面講座ではなく、ICT教材の配付を希望する生徒
- イ 選抜テスト受験者のうち、対面講座から外れた者でICT教材での学習を希望する生徒

(2) 配付人数

中学校第1学年から第3学年までの100名程度を上限とする。

(3) 教科

対面講座と同様に、中学校第1学年・第2学年は英語・数学・理科・社会の4教科、中学校第3学年は英語・数学・理科・社会・国語の5教科とする。

(4) その他

学校の学習内容や入試対策に繋がる受注者が制作した独自のものを提供し、港区教育委員会が貸与しているGIGAスクール端末(iPad)で使用が可能なアプリケーションもしくはクラウドサービスの教材であることとする。

ICT教材を配付した生徒の学習状況について把握し、必要な場合は発注者に提示すること。

8 その他

- (1) 対面講座を受講する生徒もしくはICT教材による学習を行う生徒に対して進学志望校を事前に聞き取り、目標の志望校対策を内容に取り入れること。
- (2) 3月中に対面講座とICT教材の満足度や進学先を確認するアンケートを実施し、発注者に集計結果を報告する。なお、アンケートの詳細については、実施前に発注者と協議を行う。
- (3) 受注者は、生徒から高校進学に向けた学習の進め方についての相談があった場合は、進学に役立つ都立高等学校の入試制度や志望校を選択するための情報提供、学習方法に対する助言などを行うこと。なお、生徒からの相談内容については個人情報の管理に十分留意するとともに、適宜、発注者に報告すること。

9 受注者の要件等

(1) 受注者の要件

受注者はプライバシーマークを取得していること。

(2) 会場責任者の条件

ア 会場責任者は、心身ともに健康であること。

イ 会場責任者は、不測の事態等に際し、講師を指揮できる力量を有している者とする。

ウ 会場責任者としての資質向上のための研修は、受注者が責任をもって実施すること。

研修は最低でも講座開始前に1回、講座期間中に2回以上実施すること。

エ 受注者は、会場責任者に契約内容について十分に説明し、施設で問題が起きることがないように、留意すること。また、施設での運営において、会場責任者としての業務履行状況が不適切な場合には、速やかに代替の会場責任者を配置すること。

(3) 受注者は、資質向上のための研修を講師について行うこと。

(4) 受注者は、受講者の有事に備え、事業利用のための保険に加入すること。保険の範囲は、受講者が本事業参加のために自宅等を出てから、帰るまでとする。

また、保険の種類、金額、範囲は、特別区自治体総合賠償責任保険（別紙3参照）に準ずるものとしたうえで、保険の範囲について、受講者に対して事前に説明をし、了解を得ること。

(5) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。

(6) 受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。

(8) 受注者は、個人情報について、別紙2「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

(9) 受注者は、業務履行の際に生じたごみ等については適切に処理すること。

(10) 受注者は「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合、発注者と連携して適切に対応すること。

(11) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。

(12) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

(13) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

10 業務実施計画書及び業務実施報告書の提出

(1) 業務実施計画書

ア 受注者は、業務実施に当たり、実施方法等を記載した業務実施計画書を契約開始後、発注者に速やかに提出し、承認を得ること。

イ 受注者は、上記アにより提出した内容を変更する場合は、発注者の承諾を

得なければならないものとする。なお、発注者の承諾を得て変更する場合、新たな業務実施計画書を速やかに提出するものとする。

(2) 業務実施報告書

ア 月次報告書

1 か月毎の業務実施報告書（1部）を、翌月10日までに提出すること。
対象生徒の学習状況の記録を提出すること。

イ 全体報告書

本業務の履行を完了した後、本業務全体の実施報告書（関連資料を含む。）を提出すること。

1 1 支払方法

- (1) 6（7）及び7の教材については、1人当たりの単価契約とする。それ以外については総価契約とする。
- (2) 指導業務に必要な教材等一切の諸経費は委託料に含むものとする。
- (3) 契約代金は、各月の履行確認後、受注者からの書面による請求に基づき、支払うものとする。

1 2 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

1 3 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

1 4 担当

港区教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課 電話 03-5422-1541

別紙1 令和6年度対面講座時間割

| | |
|--|---|
| <p>【平日スケジュール】</p> <p>1時間目：午後6時00分～午後7時10分 (休憩) 午後7時10分～午後7時20分</p> <p>2時間目：午後7時20分～午後8時30分</p> | <p>【土曜日スケジュール】</p> <p>1時間目：午後1時00分～午後2時10分 (休憩) 午後2時10分～午後2時20分</p> <p>2時間目：午後2時20分～午後3時30分 (休憩) 午後3時30分～午後3時40分</p> <p>3時間目：午後3時40分～午後4時50分 (休憩) 午後4時50分～午後5時00分</p> <p>4時間目：午後5時00分～午後6時10分</p> |
|--|---|

第1学年・第2学年（青山中学校）

| | 月 | | 火 | | 水 | | 木 | | 金 | | 土 | | 日 | |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1年 | 2年 | 1年 | 2年 | 1年 | 2年 | 1年 | 2年 | 1年 | 2年 | 1年 | 2年 | 1年 | 2年 |
| 1時間目 | × | | 英語 | 社会 | × | | 数学 | 理科 | × | | × | | × | |
| 2時間目 | | | 社会 | 英語 | | | 理科 | 数学 | | | | | | |

第1学年・第2学年（三田中学校）

| | 月 | | 火 | | 水 | | 木 | | 金 | | 土 | | 日 | |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1年 | 2年 | 1年 | 2年 | 1年 | 2年 | 1年 | 2年 | 1年 | 2年 | 1年 | 2年 | 1年 | 2年 |
| 1時間目 | × | | × | | 英語 | 社会 | × | | 数学 | 理科 | × | | × | |
| 2時間目 | | | | | 社会 | 英語 | | | 理科 | 数学 | | | | |

第3学年

| | 月 | | 火 | | 水 | | 木 | | 金 | | 土 | | 日 | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|----|
| | 3年① | 3年② | 3年① | 3年② | 3年① | 3年② | 3年① | 3年② | 3年① | 3年② | 3年① | 3年② | 3年① | 3年② | | |
| 1時間目 | × | | 英語 | 社会 | × | | 理科 | 数学 | × | | 国語 | (自習) | × | | | |
| 2時間目 | | | 社会 | 英語 | | | 数学 | 理科 | | | 数学 | 国語 | | | | |
| 3時間目 | | | × | | | | × | | | | × | | | | 英語 | 数学 |
| 4時間目 | | | | | | | | | | | | | | | (自習) | 英語 |

別紙1-1 第1学年・第2学年スケジュール

- 実施なし 257 日
 (火) 英語・社会(青山) 27 日
 (水) 英語・社会(三田) 27 日
 (木) 理科・数学(青山) 27 日
 (金) 理科・数学(三田) 27 日

4月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | | | | | |

5月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |

6月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |

7月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |

8月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |

9月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | 1 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | | | | | | |

10月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 | | | |

11月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | |

12月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | 1 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 31 | | | | | |

1月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |

2月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | | |

3月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 31 | | | | | | |

別紙1 - 2 第3学年スケジュール

- 実施なし 294 日
- (火) 英語・社会 24 日
- (木) 理科・数学 24 日
- (土) 英語・数学・国語 23 日

4月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | | | | | |

5月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |

6月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |

7月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |

8月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |

9月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | 1 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | | | | | | |

10月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 | | | |

11月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | |

12月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | 1 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | 31 | | | | | |

1月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |

2月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | | |

3月

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | 1 | 2 |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 31 | | | | | | |

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の

許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(電磁的記録媒体の保管)

第11条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第12条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録し

た電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

賠償責任保険

1. 対象となる損害

本保険は特別区に国家賠償法、民法等により損害賠償責任が生じたことによって被る損害を総合的に補償することになっています。

- 具体的には①被保険者（特別区）が所有、使用、管理する自治体施設（注意1）の瑕疵（欠陥）
 ②被保険者（特別区）が所有、使用、管理する自治体施設の管理・業務遂行上の過失
 ③被保険者（特別区）が行う自治体業務（注意2）遂行上の過失
 ④被保険者（特別区）が学校教育施設・保養施設等において生産販売または提供する自治体生産物（注意3）の欠陥
 ⑤本保険の特約書 15 条に規定する被保険者が所有または管理する指定樹木・指定樹林の管理上の過失

これらの事由に起因して、住民等第三者の生命もしくは身体を害し（身体障害）、または財物を滅失、き損もしくは汚損（財物損壊）した場合において（注意4）、被保険者（特別区）に法律上の賠償責任が生じたことによって被る損害について保険金をお支払いします。

（注意1）自治体施設には、特別区が所有、使用、管理するほとんどすべての公共施設が含まれております。詳細は「(1) 対象施設」(P7)をご参照ください。

（注意2）自治体業務には、特別区が行政として行うほとんどすべての業務が含まれています。詳細は「(2) 対象業務」(P8)をご参照ください。

（注意3）自治体生産物とは、特別区の所有、使用、管理している公共施設等で生産、販売または提供する飲食物およびその他の製品をいいます。ただし、学校・保育所・学童クラブ・心身障害児通園施設・心身障害者通所訓練施設・老人福祉施設および保養施設におけるものに限定されています。

（注意4）本保険で対象となるのは、住民等第三者（他の自治体の住民も含まれます。）の身体障害および財物損壊だけでなく、名誉毀損やプライバシー侵害による住民等第三者に対する法律上の賠償責任も補償の対象となります。なお、各種の企画・計画等判断行為によってもたらされる賠償責任については対象になりません。

（注意5）予防接種に係る保険特約に関する詳細は、P11を参照ください。

2. 保険金支払いの対象となる損害の範囲

保険金支払いの対象となる損害は、次の賠償金および費用です。

(1) 被害者に対する損害賠償金

通常は、被害者との間で示談により決めた額がこの損害賠償金となりますが、裁判による場合はその判決額となります。

なお、被害者と示談を行う場合は、責任の有無や示談金の額について事前に保険会社と打合せをしてください。保険会社と打合せをせずに区独自で示談を行った場合、示談金がそのまま保険金として支払われないことがありますのでご注意ください。

保険金支払いの対象となる項目については、第6章-3、賠償責任保険金支払いの対象となる損害の範囲（P49）をご参照ください。

(2) 第三者から損害の賠償をうけることができる場合の当該求償権を保全するための費用

特別区が第三者に対し損害の賠償を求めることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続きを行っていただくことになります（賠償責任保険普通保険約款第16条参照）が、この求償権保全の義務を履行するために要した必要かつ有益な費用は、保険金として支払われます。

(3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等の争訟費用

訴訟費用、弁護士費用・仲裁・和解または調停に関する費用は、保険金として支払われます。

なお、これらの費用についても支出前に保険会社と打合せをしてください。保険会社と打合せをせずに支出した場合、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

この費用は、保険金額（P10「保険金額」の項参照）とは別枠で支払われますが、損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算定されます。

$$\text{争訟費用の保険金支払額} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{損害賠償金の額}}$$

(4) 被保険者が保険会社による損害賠償請求解決に協力した際に支出した費用

被保険者が損害賠償請求を受けた場合に、保険会社が直接解決にあたることができます。その際に被保険者が、保険会社による解決に協力した際に支出した費用は保険金として支払われます。

3. 日本スポーツ振興センターの災害共済給付との関係

学校・保育所の管理下における児童・生徒の身体障害事故については、日本スポーツ振興センターの給付が行われますが、同センターの給付は「免責の特約」の締結により損害賠償金の一部として取扱われます。本保険はこの日本スポーツ振興センターの給付を上まわる損害に対して適用され、保険金については、同センターの給付を控除して算出されます（日本スポーツ振興センターの「災害共済給付契約」ならびに「免責の特約」が締結されていない場合は、損害賠償額から「センターに加入し免責の特約を付していたならば給付されたであろう金額」を控除して算出されます）。

(参) 日本スポーツ振興センターの給付額

※給付額は平成30年3月現在

| | | | | |
|-------------|-----------|-----------|--------|--------|
| ①死亡見舞金……最高 | 2, 800 万円 | | | |
| ②傷害見舞金……1 級 | 3, 770 万円 | 8 級 | 690 万円 | |
| | 2 級 | 3, 360 万円 | 9 級 | 550 万円 |
| | 3 級 | 2, 930 万円 | 10 級 | 400 万円 |
| | 4 級 | 2, 040 万円 | 11 級 | 290 万円 |
| | 5 級 | 1, 700 万円 | 12 級 | 210 万円 |
| | 6 級 | 1, 410 万円 | 13 級 | 140 万円 |
| | 7 級 | 1, 190 万円 | 14 級 | 82 万円 |

③医療給付金

学校管理下の事故によるもので、療養に要した費用の額が5, 000 円以上

のもので、健康保険なみの療養に要する費用の4/10

*詳細は日本スポーツ振興センターのホームページをご確認ください。

<計算例>

学校管理下の生徒の事故の場合

中学校の化学の実験中、先生の指導ミスにより、爆発事故が発生し生徒1名が傷害を被った。この結果、3,800万円の損害賠償が発生した。

(日本スポーツ振興センターより3,360万円の給付が行われたとします。)

保険金……3,800万円-3,360万円=440万円

従って、440万円が保険金として支払われます。

学校管理下の児童とその母親の事故の場合

学校行事(運動会)において事故により、2名の被害者が出て、次の損害賠償(身体賠償のみ)が発生した。

児童について 500万円

児童の母親について 300万円

損害額

(児童については日本スポーツ振興センターにより290万円の給付が行われたとします。)

保険金……

(イ) 生徒 500万円-290万円=210万円

(ロ) 母親 300万円

(イ)+(ロ)=510万円

従って、510万円の保険金が支払われます。

4. 対象施設・業務

(1) 対象施設

本保険の対象とする自治体施設は特別区または特別区長が所有・使用または管理する次の施設・設備(注)、もしくは特別区が指定または登録する保護樹木および保護樹林です。

- ① 事務所建物
本庁舎、支所、出張所等の庁舎
- ② 学校教育施設
学校教育法に基づく小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園等の学校および児童福祉法に基づく保育所
- ③ 福祉施設
児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、身体障害者更正援護施設、母子福祉施設、隣保館、授産施設等の福祉施設
- ④ 保養施設
区民保養所等
- ⑤ 文化施設
公会堂、公民館、図書館、博物館等の文化施設
- ⑥ スポーツ施設
体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等のスポーツ施設
- ⑦ 産業施設
農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等の産業施設
- ⑧ 生活環境施設

- 上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設等の生活環境施設
- ⑨ 道路、自動車道、一般自動車道、農道、林道、里道、赤道、牧道およびその他の道路
- ⑩ 公園
- 本保険において公園とは次のものをいいます。
- ・都市公園（都市公園法にいう都市公園はもちろん、その他公園として実態を備え一般の利用に供しているものはこれに含めます。）
 - ・自然公園、国立公園、国定公園等で区が管理しているもの
 - ・河川敷に設置された公園で区が管理しているもの
 - ・児童遊園
 - ・その他の公園（寺の境内、市営住宅の公園、下水道施設上の公園等で市が管理しているものを含みます。）
- ⑪ 港湾施設および漁港施設
- ⑫ 居住用施設
- 公営住宅、職員住宅等
- （居住用施設については、居住者（占有者）の責任による事故は保険の対象となりません。但し、所有者である特別区に法律上の賠償責任が認められる場合については、所有者としての責任部分は保険の対象となります。）
- ⑬ その他特別区が所有、使用または管理する施設（ただし、病院または診療所を除きます。）
- ⑭ 上記施設内のエレベーター、エスカレーター、車両（原動力が人力のもの）、什器・備品等の諸設備
- ⑮ 特別区が指定または登録する保護樹木および保護樹林
- （注）＜特別区が所有しない施設の取扱い＞※P35 参照
- 特別区が所有しない施設（ただし、道路、河川、公共溝渠、都市公園および児童遊園等を除きます。）で特別区が使用または管理する施設（エレベーターを含みます。）については、あらかじめ、本保険加入時または使用・管理開始前に保険会社に通知をしていただく必要があります。通知のない施設によって生じた事故、または、保険会社が通知を受領する前に生じた事故については保険金支払いの対象となりません。

(2) 対象業務

- ①本保険で対象とする自治体業務は次の業務です。
- （なお、下記のカおよびキ以外の飲食物その他財物の提供業務および受託物の管理業務については個別の加入手続および保険料支払が必要です。）
- ア. 自治体施設の保守・管理業務
- イ. 学校教育業務
- ウ. 社会教育業務
- エ. 社会体育業務
- オ. 社会福祉業務
- カ. 学校（学校教育法第1条にいう「学校」をいう）・保育所（児童福祉法第7条にいう「保育所」をいう）・学童クラブ・心身障害児通園施設・心身障害者通所訓練施設・老人福祉施設における飲食物の提供事業および保養施設（臨海学園・高原学園を含みます。）における飲食物・商品の提供業務
- キ. 保養施設における受託物の管理業務
- ク. 予防接種（予防接種法（昭和23年法第68号）、および行政措置に基づき実施する予防接種）
- ケ. その他自治体の行う業務
- ②医師が特別区より委託を受けて行う予防接種（上記①ークと同じ）
- ③特別区以外の団体が特別区または特別区長と共催して行う各種行事
- ④専門委員・専門指導員等の個人が特別区または特別区長より委嘱を受け、または指揮監督を受け行う職務

5. 保険金額（保険金支払限度額）・自己負担額（免責金額）

| | 保険金額 | 自己負担額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------------|-----------------|--|--|---------------------|-----------------|--|-------|-----|--------|--------------------------|----------|---------|---------|--|--------|------------|---------|--|--|--|---------|--|--|--|--|----------|---------|--|--|--|------------|---------|--|--|-----------------------------------|-----------|---------|---------|--|
| 身体障害事故 | <p>1名につき1億円 1事故につき10億円 期間中10億円</p> <p>なお予防接種による身体障害事故【A保険】については、保険金支払限度額が次のとおりになります。</p> <p>1事故につき1億円</p> <p>保険期間中の1特別区あたりの限度額は下記のとおりです。</p> <p>※住民登録者数（外国人を含みます）によって保険金額が異なります。</p> <table border="0"> <tr> <td>住民数10万人未満の特別区</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td>住民数10万人以上20万人未満の特別区</td> <td>4億円</td> </tr> <tr> <td>住民数20万人以上50万人未満の特別区</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>住民数50万人以上の特別区</td> <td>6億円</td> </tr> </table> <p>ただし、被保険者である医師のうち、（公社）日本医師会A会員個人の被る損害については、1事故につき100万円が保険金支払限度額となります。</p> <p>また、予防接種による事故の紛争処理が（公社）日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定に従って保険金が支払われます。</p> | 住民数10万人未満の特別区 | 3億円 | 住民数10万人以上20万人未満の特別区 | 4億円 | 住民数20万人以上50万人未満の特別区 | 5億円 | 住民数50万人以上の特別区 | 6億円 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 住民数10万人未満の特別区 | 3億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民数10万人以上20万人未満の特別区 | 4億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民数20万人以上50万人未満の特別区 | 5億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民数50万人以上の特別区 | 6億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>※予防接種実施主体特約の保険金額は下記のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th colspan="2">保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">予防接種実施主体特約 （法定外措置費用） 【B保険】</td> <td>【死亡保険金】 A類疾病</td> <td>1,090.0万円</td> <td>【障害保険金】 A類疾病</td> <td>1級 1,090.0万円 2級 725.8万円 3級 553.9万円</td> </tr> <tr> <td>B類疾病</td> <td></td> <td>B類疾病</td> <td>1級 543.5万円 2級 362.3万円</td> </tr> <tr> <td>生計維持者の場合</td> <td>543.5万円</td> <td>新たな臨時接種</td> <td>1級 847.5万円 2級 564.4万円 3級 430.5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生計維持者以外の場合</td> <td>181.5万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>新たな臨時接種</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>生計維持者の場合</td> <td>847.5万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>生計維持者以外の場合</td> <td>635.0万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>予防接種実施主体特約 （行政措置災害補償） 【C保険】</td> <td>【死亡補償保険金】</td> <td>4,360万円</td> <td>【障害保険金】</td> <td>1級 4,360万円 2級 2,903.2万円 3級 2,216.3万円</td> </tr> </tbody> </table> | 保険種類 | 保険金額 | | 予防接種実施主体特約 （法定外措置費用） 【B保険】 | 【死亡保険金】 A類疾病 | 1,090.0万円 | 【障害保険金】 A類疾病 | 1級 1,090.0万円 2級 725.8万円 3級 553.9万円 | B類疾病 | | B類疾病 | 1級 543.5万円 2級 362.3万円 | 生計維持者の場合 | 543.5万円 | 新たな臨時接種 | 1級 847.5万円 2級 564.4万円 3級 430.5万円 | | 生計維持者以外の場合 | 181.5万円 | | | | 新たな臨時接種 | | | | | 生計維持者の場合 | 847.5万円 | | | | 生計維持者以外の場合 | 635.0万円 | | | 予防接種実施主体特約 （行政措置災害補償） 【C保険】 | 【死亡補償保険金】 | 4,360万円 | 【障害保険金】 | 1級 4,360万円 2級 2,903.2万円 3級 2,216.3万円 |
| 保険種類 | 保険金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予防接種実施主体特約 （法定外措置費用） 【B保険】 | 【死亡保険金】 A類疾病 | 1,090.0万円 | 【障害保険金】 A類疾病 | | 1級 1,090.0万円 2級 725.8万円 3級 553.9万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | B類疾病 | | B類疾病 | 1級 543.5万円 2級 362.3万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生計維持者の場合 | 543.5万円 | 新たな臨時接種 | 1級 847.5万円 2級 564.4万円 3級 430.5万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生計維持者以外の場合 | 181.5万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 新たな臨時接種 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生計維持者の場合 | 847.5万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生計維持者以外の場合 | 635.0万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予防接種実施主体特約 （行政措置災害補償） 【C保険】 | 【死亡補償保険金】 | 4,360万円 | 【障害保険金】 | 1級 4,360万円 2級 2,903.2万円 3級 2,216.3万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財物損壊事故 | <p>1事故につき2,000万円 期間中2,000万円</p> <p>なお、保養所における受託管理業務による事故については保険金支払限度額が次のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">保険金支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>帳場保管の現金・有価証券等の貴重品</td> <td>1名につき</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">帳場保管以外の現金・有価証券等の貴重品</td> <td>1名につき</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>1事故につき</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>その他の保管物</td> <td>1事故につき</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>保険期間中</td> <td>1施設につき</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※飲食物提供による事故は身体障害：1施設あたり10億円、財物損壊：1施設あたり2,000万円が限度額となります。</p> | 区分 | 保険金支払限度額 | | 帳場保管の現金・有価証券等の貴重品 | 1名につき | 15万円 | 帳場保管以外の現金・有価証券等の貴重品 | 1名につき | 5万円 | 1事故につき | 15万円 | その他の保管物 | 1事故につき | 15万円 | 保険期間中 | 1施設につき | 150万円 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 区分 | 保険金支払限度額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 帳場保管の現金・有価証券等の貴重品 | 1名につき | 15万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 帳場保管以外の現金・有価証券等の貴重品 | 1名につき | 5万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1事故につき | 15万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の保管物 | 1事故につき | 15万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保険期間中 | 1施設につき | 150万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人格権 | 1被害者につき100万円、1回の行為につき1,000万円、保険期間を通じて1,000万円 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |